



近畿経済産業局（担当：消費税転嫁対策室）

出前セミナーのご案内



平成26年4月に消費税率が8%となり、4年が経過しようとしています。
近畿経済産業局 消費税転嫁対策室では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を促進するための取り組みを行っておりますが、今なお、転嫁拒否のご相談・申告が数多く寄せられています。

平成31年10月には、消費税率が10%に引き上げとなる予定であることから、より一層、消費税転嫁対策特別措置法の周知と違反行為の未然防止を図るため、『出前セミナー』を実施します。是非、ご活用ください。

実施例

- 「消費税転嫁対策特別措置法」とはどんな法律か
- Gメンの活動、検査・指導の実情
- 転嫁拒否等の違反防止ポイント
- 質疑応答

※事前打ち合わせにより、ご要望に応える内容を目指します。
(実施内容・時間・場所・参加人数等を調整します。)
※資料は当室でご用意します。



お知らせ

- ✔ 消費税転嫁対策Gメンが講師として説明します。
- ✔ 消費税転嫁対策特別措置法を分かり易く説明します。
- ✔ 違反事例や勧告案件等の実例から違反防止ポイントを説明します。

平成30年 月 日

出前セミナー申込書（打ち合わせ申込）

近畿経済産業局 消費税転嫁対策室 宛

(FAX : 06-6966-6079 TEL : 06-6966-6038)

貴団体名	
TEL/FAX	
ご担当者名	
打合わせ希望日 (複数日記載ください)	
ご要望・ご質問など	